

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

1 家庭系ごみの分別と収集運搬体制

(1) 現 状

北見自治区では平成12年12月焼却施設の稼働を機に混合ごみを燃やすごみ・燃やさないごみの分別を開始し、平成20年4月からはプラスチック製容器包装（以下「プラ製容器包装」という。）の分別収集を開始しました。

端野自治区では平成18年4月から、燃やすごみ・燃やさないごみを北見市の分別区分に合わせて収集しており、常呂自治区では平成15年4月から旧女満別町・旧東藻琴村と燃やすごみの広域処理を行ってきましたが、燃やすごみを平成22年4月からクリーンライフセンターで処理しています。また、留辺蘂自治区では平成16年4月から混合ごみを燃やすごみ・燃やさないごみ・生ごみとして分別収集しています。

北見自治区では燃やさないごみの処理工程で大規模な火災が発生し、大きな被害を起こしたことから、平成21年10月に火災の危険がある有害ごみの区分見直しを行いました。

収集車の台数や人員体制などは、ごみの排出見込量やごみステーション数、収集運搬に要する時間、車両の種類などを考慮して定めており、収集区域については各自治区を範囲としています。

(2) 課 題

ごみの資源化や適正な処理のためには、分別及び排出方法について、継続的な啓発活動が必要です。

自治区によって異なる分別区分及び収集回数についてはサービス水準確保を前提としつつ、自治区ごとの歴史的経過や住民の要望を元に、業務の効率化の観点を踏まえ見直すことが必要です。

ごみの収集運搬体制では、北見自治区が直営で行っていた粗大ごみの受付・収集を平成23年度から民間に委託しましたが、急増する粗大ごみ、一時多量ごみ等への対応の検討が必要です。

表 2-1 ごみの区別・収集回数

(平成25年度)

区 別	北 見	端 野	常 呂	留 辺 薬
燃 や す ご み	週 2 回	週 2 回	週 1 回	週 1 回
生 ご み	燃やすごみに含む			週 2 回
燃 や さ ない ご み	月 2 回	週 1 回	週 1 回 ※一部月 1 回	月 2 回
資 源 ご み	週 1 回	週 1 回	週 1 回	月 1 回 (紙製容器包装は 月 2 回)
プ ラ 製 容 器 包 装	週 1 回	週 1 回	週 1 回	月 2 回
有 害 ご み	週 2 又は 3 回	週 1 回	週 1 回	月 1 回 (ライター・スプレ ー缶は週 1 回)
粗 大 ご み	随時受付	月 1 回 ※事前申込	月 1 回 ※事前申込	月 1 回 ※事前申込

2 家庭系及び事業系ごみの処理施設と処理体制

(1) 現 状

①ごみ処理施設

北見自治区ではごみの中間処理を行う焼却施設と資源化・減容化施設が一体となったクリーンライフセンターを平成13年4月に、プラ製容器包装の中間処理を行うプラスチック処理センターを平成20年4月に設置しています。また、端野自治区ではペットボトル・プラ製容器包装に加え、発泡スチロール・トレイの破碎・溶融を行うリサイクルセンターを平成15年4月に、常呂自治区では資源物の中間処理などを行うストックヤードを平成11年11月に設置しており、留辺薬自治区ではリサイクルセンターを平成9年6月に、生ごみの堆肥化センターを平成16年4月にそれぞれ設置しています。

北見自治区では平成21年9月に発生した火災事故により、1年6ヶ月に渡りリサイクルプラザのごみ処理が困難となったことを受け、クリーンライフセンター火災事故の復旧にあわせ、各種の消防設備を改善したほか、自己搬入ごみ受入時の確認体制を強化しています。

②ごみ処理体制

燃やすごみは、北見自治区・端野自治区・留辺薬自治区のほか、置戸町・訓子府町のごみを北見自治区の焼却施設で処理をしていましたが、平成22年度からは常呂自治区の燃やすごみの焼却を開始しています。

燃やさないごみについては、北見自治区・常呂自治区では破碎などの後に

資源物を回収した後に、端野自治区では、中間処理を行わずにまた、留辺蘂自治区では一部の資源物を回収した後に、いずれも、最終処分場に埋め立てをしています。

(2) 課 題

①ごみ処理施設

クリーンライフセンターの焼却施設は、循環型社会形成推進交付金を活用し、経年劣化に伴う施設の整備で耐用年数の延長を図るとともに、エネルギー効率の向上によりCO2削減を図る基幹的整備事業を開始しています。

その他の施設についても、施設・設備の更新や修繕費用の増大などが考えられますが、災害時の対応を求められることもあり、施設の集約化のあり方が重要な課題です。各自治区の最終処分場の埋め立て可能な容量の合計は約17万m³となっています。ごみの減量化、資源化により更なる延命化に努めるとともに、最終処分場整備の検討を行っています。

②ごみ処理体制

合併前には、旧市町それぞれがごみ処理体制を整備し運営してきたため、各自治区が同様の施設を所有していますが、今後、大規模災害時の対応も見据え、安全・安心なごみ処理と市民の利便性と処理費用などを勘案し、処理体制を検討します。

端野自治区の最終処分場は、搬入道路の整備が困難なため、長期にわたる受入や維持管理をしていくことが難しいことから、受入れ停止を検討しています。

3 ごみの排出量と推移

(1) 現 状

平成21年3月に策定した計画では、大幅なごみの減量を目指すとしましたが、混合ごみ収集から分別収集を開始した平成12年度以降、長期的に見るとごみ排出量は減少傾向にあります。平成22年度以降微増となっています。平成24年度のごみ排出量は46,309tとなり、計画基準年である平成19年度と比べると約8%減少していますが、最小となった平成21年度と比較すると平成24年度は約2%の増加に転じています。

家庭系・事業系別では、全体の約3割を占める事業系ごみ排出量は平成19年度から増減しながら減少傾向で推移している一方で、全体の約7割を占める家庭系ごみ排出量は平成19年度と比べると約4%の減少にとどまってお

り、平成21年度と平成24年度の比較では約5%増加しています。

ごみの種類別では、平成20年度に北見自治区でプラ製容器包装の分別収集を開始以降、燃やさないごみが減少傾向にある一方で、粗大ごみが増加しており、平成22年度以降は、家庭系ごみの約6割を占める燃やすごみも増加しています。特に北見自治区での粗大ごみの増加が著しく、高齢化や核家族化の進行が影響しているものと思われます。

1人1日当たりごみ排出量については、全自治区で平成19年度と比べ減少していますが、全体の8割以上を占める北見自治区は平成22年度以降増加しており、平成24年度は1,026gとなっています。端野自治区は、平成24年度は942gとなっており、平成19年度と比べると全自治区で最も減少しています。常呂自治区は、全自治区で最も多く、平成24年度で1,118gとなっています。留辺蘂自治区は、全自治区で最も少なく、平成24年度で905gとなっています。(自治区別ごみ量は資料編参照)

図2-1 ごみ排出量の推移

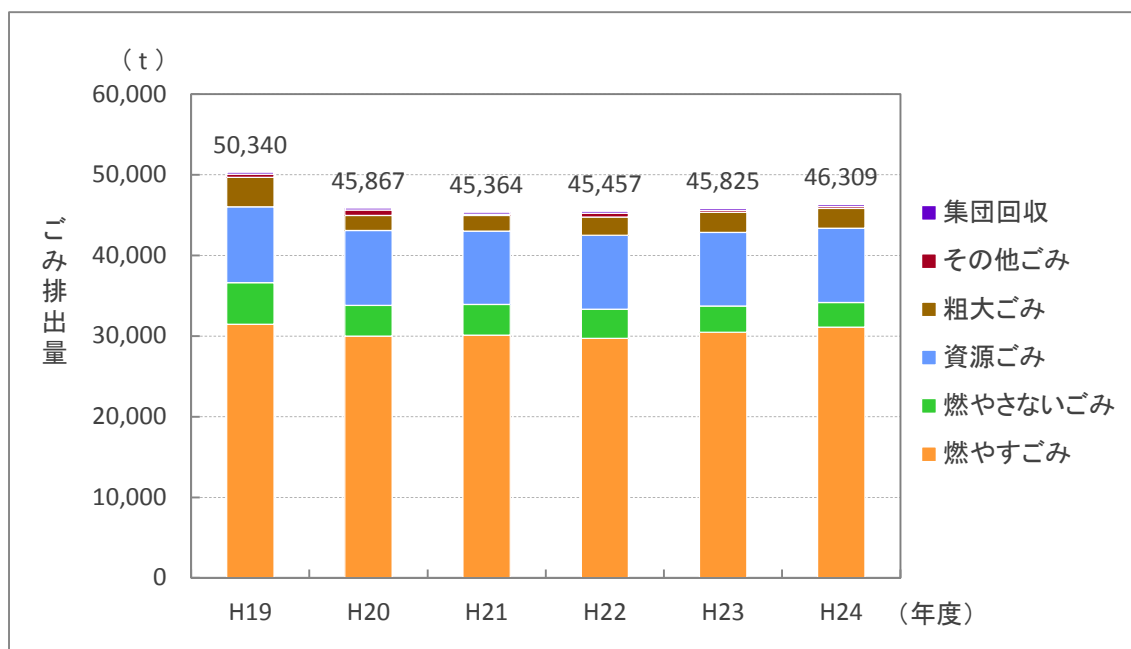
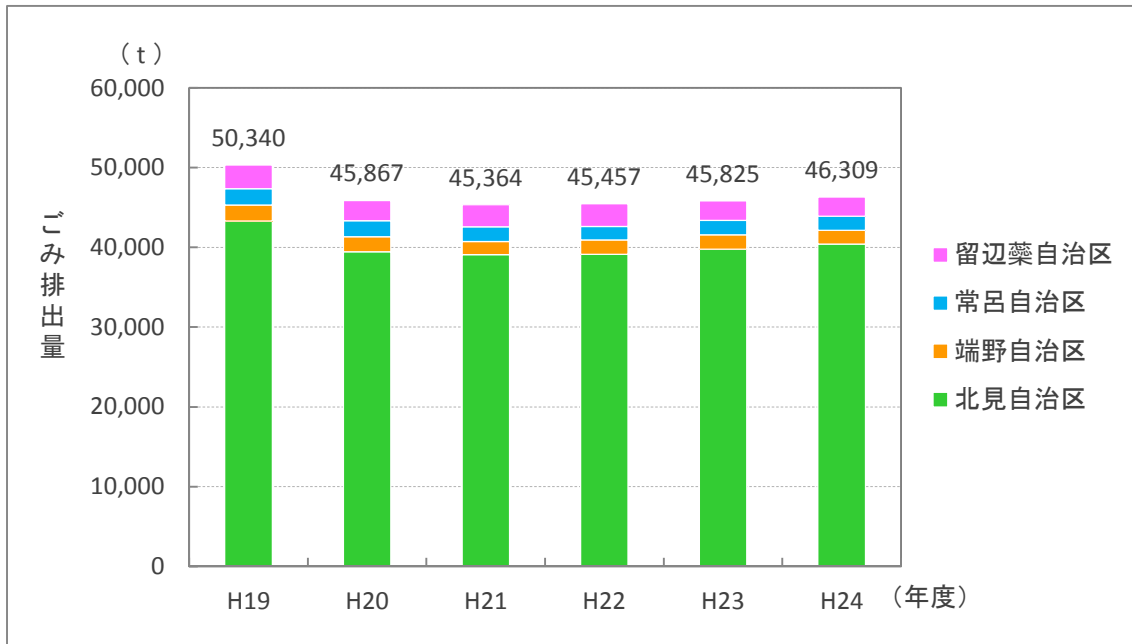


図 2-2 自治区別ごみ排出量



(2) ごみ排出量増加の要因

平成22年度から平成24年度にかけて連続してごみ排出量が増加している要因としては、平成21年9月に発生したクリーンライフセンターの火災事故を受け、火災の危険性のあるごみを有害ごみとする新たな分別の対応に集中して取り組むこととなり、ごみの減量化に関する基本計画の施策への市民周知が不十分であったことが考えられます。

大量生産・大量消費・大量廃棄といわれる現在の社会システムでは、行政が率先して、市民がごみを発生させない生活を意識し、減量化を実践する状況をつくらない場合、どうしてもごみは増加する傾向にあります。

北見市ではごみの有料化から今年で10年が経過しますが、その時期に買い換えた品物が廃棄物として排出されること、人口が減少しているにもかかわらず、総世帯数が増加していること、世帯分離が進んだことによって、1世帯当たりに必要な生活用品が増えることで、1人当たりのごみ排出量が増加していることが推測されます。また、高齢化が進行することと世帯分離が相まって、核家族化、夫婦、単身世帯が増加し、高齢者の施設入所や死亡した際に、1世帯分の多量のごみが排出されている社会的要因や、少人数世帯による食品残渣の発生なども推測できます。

このように、ごみが増加する要因があったにもかかわらず、減量化に向けた施策への取り組みや市民への情報発信が足りなかったことが、連続してごみ排出量増加につながったものと考えられます。

(3) 課題

各自治区ともごみの減量化とリサイクルの推進などを目的に、合併前から分別収集と家庭系ごみ処理手数料の有料化を実施してきました。北見市のごみ排出量の推移を見ると、その成果は現れていることが分かります。

これまでは、分別の拡大、有料化によりごみ排出量は減少してきましたが、ここ数年のごみ排出量の推移は、北見市と同様、分別収集や有料化から一定の年数を経過した自治体に多く現れている傾向と考えられます。経済・社会状況の影響のほか、分別区分の大きな変更等の施策が限られてきていることから、適正な分別や減量化に向けた継続的な実効性のある啓発活動が求められます。

今後、市民、事業者、行政が連携して、徹底したごみの減量化、資源化の推進に取り組むことが重要な課題です。

4 ごみの収集運搬・処分費用

(1) 現状

平成19年度からのごみ収集運搬・処分の費用と平成24年度を比較すると、年度により多少の増減があるものの、微増傾向となっています。平成23年度に収集運搬費用が減少しているのは、主に北見自治区の粗大ごみ受付収集運搬を委託したことによるものと考えられます。

家庭系ごみ処理の有料化は、北見市では合併前の平成15年度から平成17年度にかけて実施済みですが、北海道では90%を超えており、未実施の自治体は数自治体となっています。

家庭系ごみ有料化前のごみ排出量と近年のごみ排出量を見ると、いわゆる「リバウンド」という現象はおきていないといえます。

処理手数料の負担割合を指定ごみ袋の金額で見ると、10当たり2円としている自治体が道内の多くを占めています。また、廃棄物処理施設での処分手数料は、自治体により様々ですが、北見市では10kgまでごとに50円としています。

表2-2 北見市のごみ処理費用

(単位：万円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
収集運搬費用	61,188	62,317	62,645	62,137	57,116	56,615
処分費用	159,054	166,650	161,069	159,929	166,134	167,000
計	220,242	228,967	223,714	222,066	223,250	223,615

表 2-3 北見市の単位当たりごみ処理費用

(単位：円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
1人当たり費用	17,281	18,104	17,759	17,689	17,875	17,957
1t(ト)当たり費用	43,748	50,185	49,574	49,103	48,955	48,526

※ごみ処理量に集団資源回収量は含まない

有料化 実施年月	北 見	端 野	常 呂	留 辺 薬
	平成16年11月	平成15年4月	平成17年4月	平成16年4月

(2) 課 題

平成24年度の処理費用は約22億3,615万円で、その一部は指定ごみ袋などの購入と持込時の処分手数料により、市民や事業者の方々にも負担していただいています。

指定ごみ袋等の購入費用として市民が負担している処理費用は、平成24年度は、約2億3,576万5千円で、ごみ処理経費のおよそ1割となっています。家庭でごみの発生を抑え減量化に努めることは、家計にやさしいだけでなく、有価物として売却できる資源は、なるべく町内会等の集団資源回収を利用することで町内会等の収入になります。また、適正に分別することで、収集運搬や処分に要する負荷を低減させ、費用の減少につながる可能性があります。

今後、稼働後13年を経過したクリーンライフセンターの基幹的整備や北見自治区の最終処分場の整備、各自治区のごみ処理施設の維持管理経費等の増加による処分費用の増加が見込まれます。

高齢化が進む中、分別排出が困難となる世帯が多くなることも予想されますが、市民による減量化とリサイクルの推進を促し、排出実態に見合う効率的・効果的な収集運搬体制を整備するとともに、処理施設は、既存施設の有効活用と長寿命化を図ることにより廃棄物処理費用の増加を抑え、市民負担をできるだけ増やさない、安全・安心なごみ処理体制の構築が望まれます。

5 事業系ごみの処理

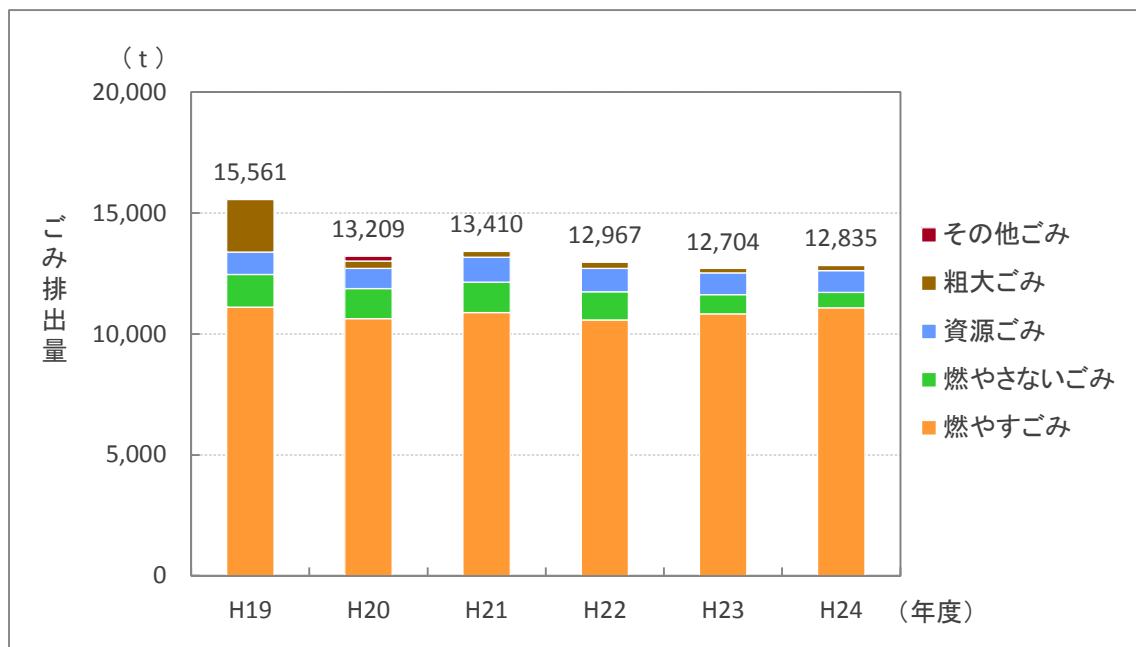
廃棄物処理法では、一般廃棄物の処理は原則として市町村の責任であるとしていますが、事業活動に伴って排出される廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理することとされています。そのようなことから、事業者が排出する事業系ごみは、事業者が自ら運搬するか、または許可業者（市が許可する業者）に収集運搬を依頼して処理しています。

事業系ごみの減量化や資源化を促進するには、排出者である事業者の理解と協力が不可欠であるため、事業者と協働して取り組んでいくことが必要で

す。また、事業系ごみに産業廃棄物が混入するなどの不適正な搬入も一部見受けられるため、排出事業者や許可業者に対し、適正な排出をするよう指導することが重要です。

近年、事業系のごみは家庭系のごみより減少率がやや高めでしたが、平成24年度では増加に転じました。景気動向等の経済活動に影響を受けるものと考えられますが、食品リサイクル法や建設リサイクル法等の関係する法制度を勘案し、ごみの発生抑制、適正な分別による適正な処理に向けた啓発活動を継続する必要があります。

図 2-4 事業系ごみの推移



6 家庭系ごみの広域的な処理

平成9年、国は、ごみ焼却によるダイオキシン類の発生を抑制するため、ごみの3Rを徹底し、焼却量を削減するとともに、焼却の場合には全連続炉による焼却（24時間連続焼却）をすることとの指針を出しました。そのことから、北海道は広域化によるごみ処理を推進する「ごみ処理の広域化計画」を策定しました。

これを受け、平成15年4月に旧北見市、旧留辺蘂町、旧端野町、訓子府町、置戸町の1市4町において「広域ごみ処理協議会」を設置し、旧北見市の焼却施設で他の4町の焼却ごみを受け入れることになりました。

また、訓子府町と置戸町の資源ごみの一部は、合併前の平成11年度から旧留辺蘂町のリサイクルセンターにおいて処理しており、旧常呂町の燃やすご

みは、平成15年度から東藻琴村（現大空町）の焼却処理施設で広域処理してきましたが、平成22年4月からクリーンライフセンターで処理しています。それぞれの地域が抱えるごみ処理問題を解決するためには、今後とも近隣市町と連携しながら取り組むことが大切です。

7 家庭系ごみの組成調査

北見自治区では平成13年度からほぼ毎年、職員によりごみステーションに出されたごみの組成調査を行っています。

北見自治区の燃やすごみ、燃やさないごみに含まれるプラスチック類の中には、プラ製容器包装として処理できるもの、燃やすごみとして処理するプラスチック、燃やさないごみとして処理するプラスチックがそれぞれ含まれています。平成22年度から平成24年度の3年間平均では、プラ製容器包装として排出できるプラスチックが燃やすごみに約1.1%含まれており、北見自治区の燃やすごみ年間排出量から推計すると約190t、燃やさないごみには約5.7%（約93t）含まれているという結果となっています。

また、資源ごみの混入では、燃やすごみに約2.5%（約450t）、燃やさないごみに約4.1%（約68t）含まれていると推計されます。

仮にこれらのごみが全て資源化された場合、約801tとなり、北見自治区の家庭系資源ごみ排出量6,930tの1割余りとなり、適正に分別して排出されると焼却量や埋立量の減少が期待できます。

なお、資源ごみは、平成18年度の組成調査結果では燃やすごみに4.9%、燃やさないごみに5.5%混入（プラ製容器包装分別開始前のためプラ製容器包装以外の資源ごみ混入率）していましたので、平成24年度までの3年平均でも分別率の向上による改善が見られます。さらに、プラ製容器包装の分別開始で資源化が進んだこととなります。

平成24年度に、北見自治区以外の3自治区の組成調査を実施しましたが、適正な分別排出割合は概ね北見自治区と同様の傾向にありました。留辺蘂自治区の燃やすごみの中の生ごみは、23%でした。（他の自治区は50%余り）また、常呂自治区では直接焼却可能なプラ製容器包装以外のプラスチックを燃やすごみとしていることから、燃やさないごみに含まれるプラスチックの割合が他自治区の半分から三分の一と低くなっています。

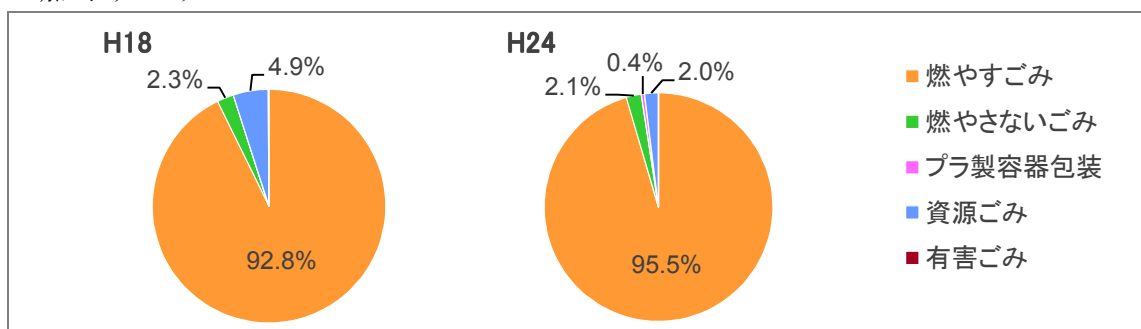
これまでもプラ製容器包装の汚れなどが課題として指摘されてきましたが、組成調査によって排出実態が数値でも明らかとなったことから、適正排出に向けた啓発活動を強化していきます。

組成調査はサンプル数が少なく誤差も起こりえますが、ごみ質や分別率な

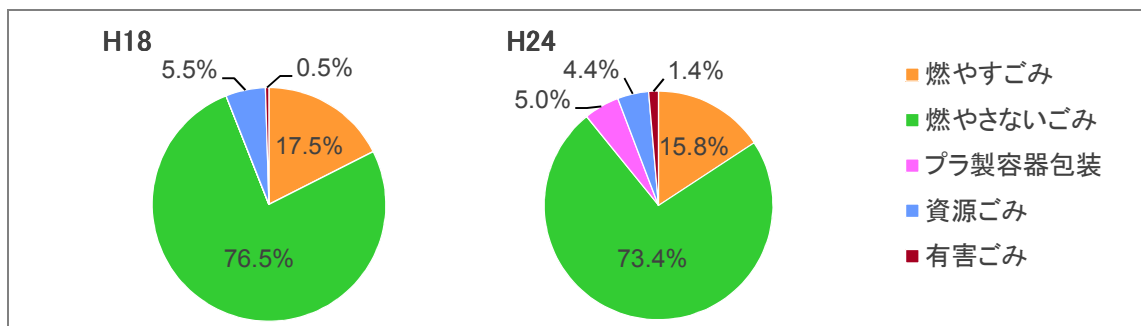
どを推計するために有効な手法であることから、継続して実施する必要があります。合わせてごみステーションへの不適正な排出対応をきめ細かく行うことにより、分別区分の誤りの是正、火災やその他の事故を防止につなげていきます。

図 2 - 5 組成調査結果

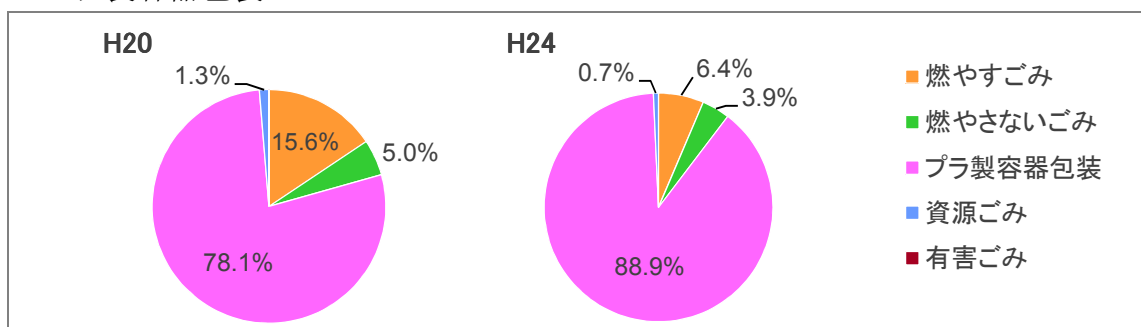
・燃やすごみ



・燃やさないごみ

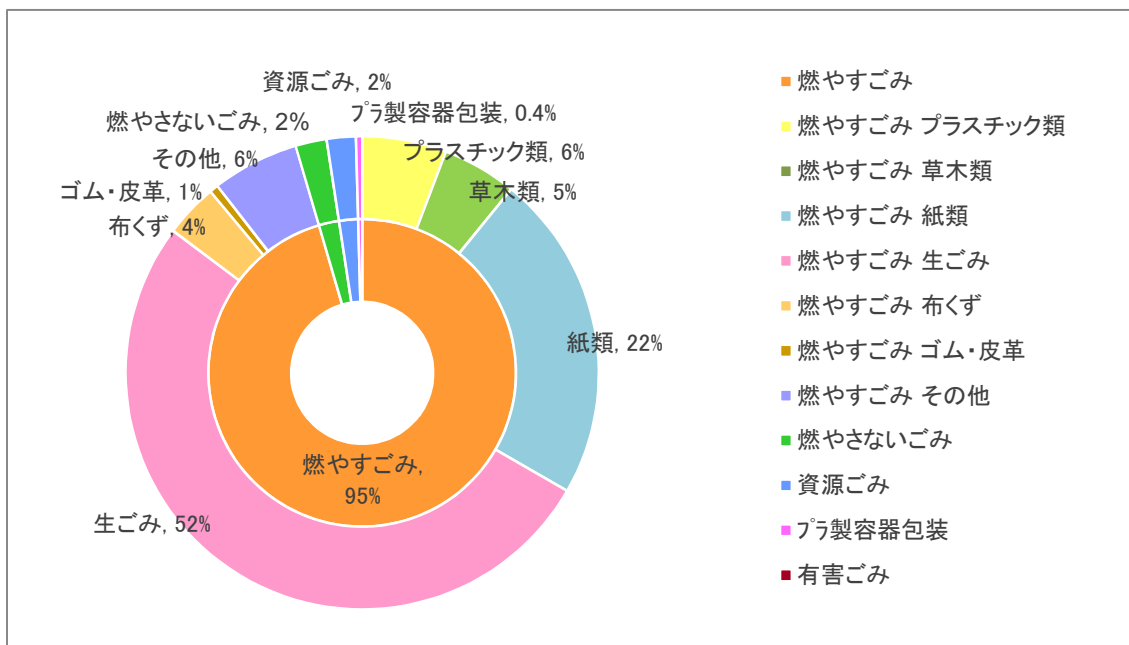


・プラ製容器包装

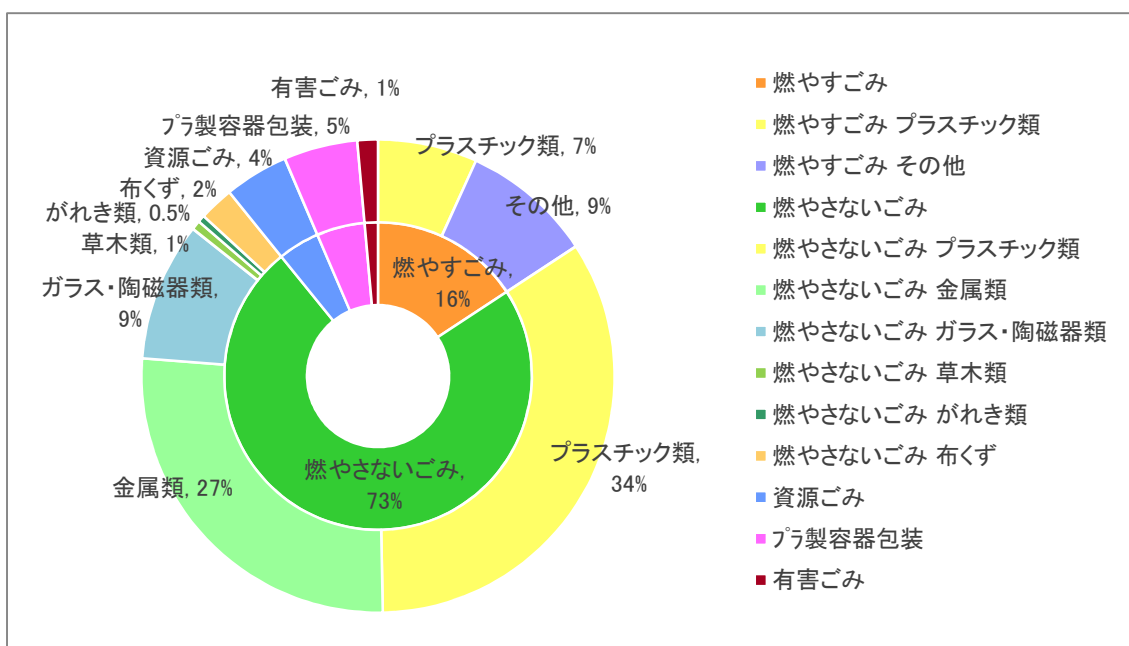


(平成 19 年度は組成調査未実施のため 18 年度結果、プラ製容器包装分別は平成 20 年度から)

平成 24 年度燃やすごみ組成調査結果（品目内訳）



平成 24 年度燃やさないごみ組成調査結果（品目内訳）



8 ごみの不法投棄及び不適正排出の取り組み

ごみの不法投棄は、市が処理しないエアコン、テレビ、冷蔵庫などの廃家電製品をはじめ自動車のタイヤ、バッテリーなどが多く見られます。テレビについては、デジタル化の影響を受けて一時的に増加傾向を示しました。抑

制対策として、パトロールの実施や啓発活動、看板設置などを行っています
が後を絶ちません。

また、ごみステーションに出される不適正排出物については、理由を付した警告シールを貼り告知するほか、排出者が特定された場合には注意を促すなどの指導をしています。また、平成24年度に不法投棄監視カメラを導入し、不法投棄の抑止を図っています。

不法投棄や不適正排出は、個人のモラルに起因する問題だけに負わせることはできず、市が処理しないごみの処理方法の周知、排出の間違が多いごみの適正排出周知など、市民の理解を得るため、啓発活動の強化が重要であると考えています。

一方、悪質な不法投棄に対しては、警察との連携を図り厳しく対応していきます。

表 2-4 ①不法投棄の件数 (投棄場所別) (単位：件)

	道路	山林	空地	公園	駐車場	河川	ステーション	その他	合計
平成19年度	109	44	32	14	9	14	37	14	273
平成20年度	129	45	24	11	2	11	21	10	253
平成21年度	147	64	17	14	5	12	36	5	300
平成22年度	105	34	12	4	3	10	33	10	211
平成23年度	89	32	15	9	3	2	40	18	208
平成24年度	57	21	17	6	3	6	69	16	195

表 2-4 ②不法投棄の回収量 (市が処理しないとしているごみの個数)

	廃家電製品	廃パソコン	処理困難物 (タイヤ・バッテリーなど)	計
平成19年度	143	7	1,022	1,172
平成20年度	140	8	1,028	1,176
平成21年度	150	4	875	1,029
平成22年度	169	17	1,133	1,319
平成23年度	198	18	631	847
平成24年度	120	30	477	627

9 清掃活動への支援

清潔の保持を目的に地域の公共の場所（道路、公園、河川など）を町内会や地域のサークル又は個人が行う清掃活動への支援のため、清掃ボランティア袋の交付を行っています。

今後は、配布や利用方法の周知や収集体制の整備を行うことにより、清掃ボランティア活動がさらに円滑に行われるよう支援します。

なお、土地や建物の管理者がいる場合、管理者責任を明確にする必要もあります。

表 2-5 清掃ボランティア袋 交付枚数の推移

	北見	端野	常呂	留辺蘂	計
平成19年度	32,204 枚	1,888 枚	645 枚	1,200 枚	35,937 枚
平成20年度	25,225 枚	1,770 枚	485 枚	1,453 枚	28,933 枚
平成21年度	32,451 枚	2,947 枚	440 枚	1,227 枚	37,065 枚
平成22年度	34,108 枚	3,226 枚	1,055 枚	785 枚	39,174 枚
平成23年度	30,127 枚	3,495 枚	1,140 枚	610 枚	35,372 枚
平成24年度	33,888 枚	3,198 枚	1,211 枚	966 枚	39,263 枚

10 生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機の普及

生ごみは堆肥として再利用できる資源であることから、生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機の購入者に対し、購入費の一部を助成してきました。資源の循環利用の意識醸成に一定の成果があったものと考えられることから、今後も引き続き普及に努めていきます。

市が新たに施設を設置して分別収集や処理を行わないとしたことから、家庭や事業所での取り組み支援を拡充することが重要です。また、平成21年度でコンポスト助成を停止しましたが、平成25年度に復活するとともに、堆肥化容器の種類は、資源化・減容化できる機種であればコンポストに限定しないこととしました。

家庭ごみの約6割が燃やすごみですが、組成調査では生ごみが重量比で燃やすごみの約半分を占めます。生ごみの70%~80%が水分と言われており、生ごみの水切り（ひと絞り）や堆肥化機器利用の啓発活動強化と利用者拡大を図り、購入された方に対して維持管理方法の指導を行うなど、ごみに占める割合が高い生ごみの減量化に向けた活動を重視し取り組みます。

※これまでの助成台数（制度開始から平成24年度まで）

北見自治区助成累計

生ごみ処理機 1,340台、コンポスト 5,260台

端野・常呂・留辺蘂自治区累計

生ごみ処理機 38台、コンポスト 1,763台

11 廃棄物減量等推進員

廃棄物減量等推進員制度は、一般廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため設置し、地域のボランティア・リーダーとして、また市民と行政とのパイプ役として活動しています。

市では、市民が各家庭で実施しているごみ減量化の取り組みなどを把握するため、平成24年12月から平成25年1月にかけて廃棄物減量等推進員を対象とした「ごみ減量化に関するアンケート調査」を実施しました。

推進員の約半数の260通の回答があり、家庭でのごみの減量化への取り組みや市への要望などが多く寄せられました。高齢化の進行から細かい分別への不安、市民への情報提供の必要性など寄せられた意見を、市の施策に反映させることが求められます。

推進員数は増加してきていますが、さらに推進員や町内会との情報交換と連携を図り、ごみの適性排出につなげていくことが必要です。

表 2-6 減量等推進員の推移

(各年度末の数値)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
北見	370人	314人	401人	458人	420人	456人
端野	8人	8人	8人	8人	8人	8人
常呂	19人	22人	19人	19人	19人	19人
留辺蘂	47人	46人	47人	47人	47人	43人
合計	444人	390人	475人	532人	494人	526人

第2章 ごみ処理計画

第1節 計画の基本理念と基本方針

1 基本理念

市は、市民、事業者の協力を得て、大量生産、大量消費、大量廃棄の生活様式を見直し、ごみの減量化や資源化などの取り組みを積極的に進め、環境への負荷を可能な限り抑制した持続可能な循環型のまちづくりを目指します。あわせて、高齢化の進行に伴い分別排出が困難な世帯への対応策を検討し、減量化と適正分別によりごみ処理経費の増加を抑制するため、広報活動を強化し市民の協力を得ることに努めます。

【基本理念】

市は、市民・事業者との協働により、
環境負荷の少ない循環型のまちづくりをめざします。

(1) 市民の役割

市民は、自らがごみの排出者であるという自覚をもち、自らの生活様式を見直し、ごみの減量化や資源化に努めることが大切です。そして、ごみ問題に対する関心と理解を深め、循環型のまちづくりを推進する取り組みに積極的に参加・協力することが求められています。

(2) 事業者の役割

事業者は、ごみの排出者として、その処理に責任があることを自覚し、ごみ処理をしなければなりません。また、生産・製造・サービスの提供などあらゆる過程において、できるだけごみの発生を抑制するよう事業を運営するとともに、製品や容器などがごみとなった場合、その処理を適正に行わなければなりません。

(3) 行政の役割

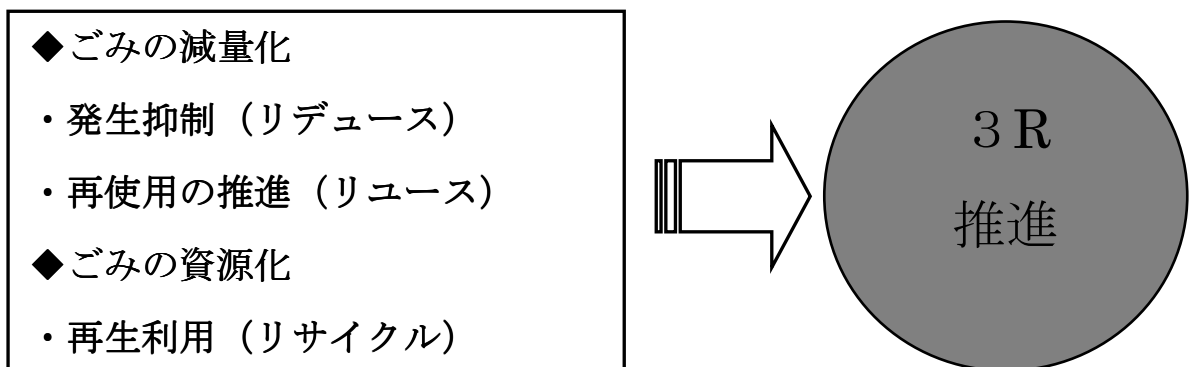
市は、一般廃棄物の処理責任者として、ごみの分別やごみ処理施設の整備の他、適正な処理を推進します。また、市民や事業者がごみの減量化や資源化に向けた行動を円滑に行えるよう、自主・自発的活動の促進、情報提供に

よる意識の啓発に努め、市民・事業者との協働により、循環型のまちづくりに積極的に取り組みます。

2 基本方針

平成25年5月の第三次循環型社会形成推進基本計画では、3Rのうち特に2Rの推進を掲げています。本計画ではごみとして排出されたものを処理するだけでなく、“そもそもごみになるものの利用を抑制し（リデュース）、使えるものは何度でも使う（リユース）という2Rの取り組みを重視し、発生したごみについては、資源として再生し循環利用を図り（リサイクル）、それでも止むを得ず循環利用できないものについては、適正に処理する”という3Rの考え方を基本とした次の4つの基本方針を柱に設定します。

また、同じく平成25年5月に示された廃棄物処理施設整備計画では、大規模災害等に備え、広域圏で処理体制を築くなど、処理体制の代替性、多重性の確保が求められていることを踏まえ長期的な施設の在り方を検討します。



【基本方針】

- ①ごみを発生させない環境づくりの推進
- ②資源を有効に活用するシステムづくりの推進
- ③環境に配慮したごみ処理の推進
- ④環境にやさしいきれいなまちづくりの推進

スローガン

「みんなでごみの減量化に挑戦」

3 計画の数値目標

(1) 人口の将来予測

市民1人1日当たりのごみの排出量は、生活環境を変えない限り大きく変動するものではないため、ほぼ人口の増減と相関関係があります。

このことから、ごみ排出量の将来予測、減量化や資源化の目標値設定に必要な市の将来人口については、「北見市総合計画」の予測値を使用することとしました。

実 績			予 測
平成19年度	平成24年度	平成25年度	平成30年度
127,444人	123,525人	123,487人	118,000人

【出典】実績値は住民基本台帳9月末日人口、予測値は北見市総合計画において推計した人口。

(2) 目標値見直しにあたって

計画の目標値見直しにあたっては、循環型社会推進による環境改善等のメリットを展望しつつ、排出量の見込や社会経済情勢等を勘案し、北見市の廃棄物処理が安定的・持続的に行えることを前提に策定することが求められます。廃棄物行政は、すべての市民の協力なくしては成り立たないことから、市民・事業者の理解のもと、市民全体の目標として取り組む意欲が持てる必要があります。

中間見直しの計画では、市民と目標を共有し、市民と行政が一緒にひとつひとつの施策に取り組み、努力すれば目標に近づくことが期待できる数値目標に見直します。

(3) 本市の目標値

平成21年3月に策定した計画の目標値は、平成19年度を基準にして、10年間で30%削減の目標としました。

しかし、現状を見ると、平成22年度以降ごみは増加傾向にあり、排出実績との乖離が大きくなっており、目標達成は厳しい状況にあります。減量化のためには、一人ひとりの市民がごみの減量化を意識して生活することが欠かせません。このため、中間見直しの計画の各施策の実施にあたっては、市民に分かりやすく伝えるよう努め、循環型社会推進に向けた取り組みを実施すること、かつ自治体の処理責任を踏まえ、今後必要となる最終処分場や施設整備に留意し、各種施策の減量効果を見直し新たな目標を設定します。

① 1人1日当たりごみ排出量

平成19年度 実績	平成24年度 実績	平成30年度 目標値
1,079g/人・日	1,019g/人・日	971g/人・日
	5.6%減	10.0%減

② ごみ排出量

平成19年度 実績	平成24年度 実績	平成30年度 目標値
50,340 t	46,309 t	41,821 t
	8.0%減	17%減

(集団資源回収を含む量。人口減少による減少約3,720t、平成30年度人口は118,000人)

③ リサイクル率

平成19年度 実績	平成24年度 実績	平成30年度 目標値
19.6%	21.4%	23.0%

④ ごみの埋立量

平成19年度 実績	平成24年度 実績	平成30年度 目標値
9,350 t	6,335 t	5,610 t
	32%減	40%減

⑤ レジ袋辞退率

平成20年度 実績	平成24年度 実績	平成30年度 目標値
92%	91%	93%

(北見市のレジ袋削減推進連絡会事業所平均)

⑥ 廃棄物減量等推進員の選出率 (北見自治区)

平成19年度 実績	平成24年度 実績	平成30年度 目標値
42%	57%	70%

※端野自治区・常呂自治区・留辺蘂自治区の選出率100%は維持します。



(選出率=選出母体数÷総町内会数)

4 国及び北海道における削減目標との比較

(1) 国の削減目標値

第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月策定）では、平成32年度目標は1人1日当たり家庭系ごみ排出量を平成12年度比約25%減（事業系ごみは35%減）としています。

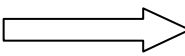
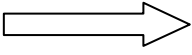
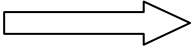
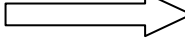
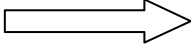
【国と本計画の比較】

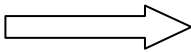
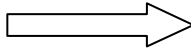
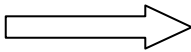
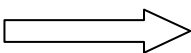
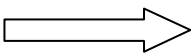
	実績値		目標値	
	平成12年度	平成19年度	平成30年度	平成32年度
国	1,185 g/人・日	1,089 g/人・日 (8.1%減)		889 g/人・日 (約25%減)
本計画	1,378 g/人・日		971 g/人・日 (10%減)	
		1,079 g/人・日 (21.6%減)		H12比25%減 北見1,033g

(2) 北海道の目標値

北海道廃棄物処理計画（平成22年4月策定）では、平成26年度の目標値を平成19年度比約15%減、1人1日当たり1,000g以下（家庭系ごみ600g以下）、リサイクル率30%以上、最終処分量約29%削減としています。

【北海道と本市の比較】

	実績値		目標値	
	平成19年度	平成24年度	平成26年度	平成30年度
北海道	2,328千t (排出量)		1,970千t (15%減)	
	1,134 g/人・日 (1人1日当たり排出量)		1,000 g/人・日 以下	
	688 g/人・日 (家庭ごみ)		600 g/人・日 以下	
	18.8% (リサイクル率)		30%以上	
	561千t (埋立量)		400千t (約29%削減)	

	実績値		目標値	
	平成19年度	平成24年度	平成26年度	平成30年度
本市	50.3千t	46.3千t		41.8千t (17%減)
	1,079 g/人・日	1,019 g/人・日		971 g/人・日 (10%減)
	743 g/人・日 (家庭ごみ)	737 g/人・日		669 g/人・日 (10%減)
	19.6% (リサイクル率)	21.4%		23.0%
	9.350t (埋立量)	6,335t		5,610t (40%減)

(平成30年度の北見市のごみ排出量は、1人1日当たりごみ排出量により算出しています。)

第2節 目標達成に向けた具体的な施策

1 基本方針と施策

基本方針1 ごみを発生させない環境づくりの推進

(1) 基本施策

生産、流通、販売、消費それぞれの段階で「もったいない」を基本に、市民、事業者との協働により、ごみの減量化に取り組むことが大切です。

こうしたことから、ごみを出さない環境をつくるために、次の基本施策を定め、計画を推進します。

基本施策1：ごみの発生を抑制する活動の推進

基本施策2：環境教育と啓発活動による意識改革の推進

(2) 施策の展開

①ごみの発生を抑制する活動の推進

イ ごみの減量化に向けた重点施策

家庭系ごみは、重量比では生ごみの比率が特に高く、容積比では容器包装ごみの割合が約6割にも及ぶことから、この二つのごみの発生抑制を徹底するため、次の施策を推進します。

㊦ 生ごみの発生抑制施策の推進

生ごみは、家庭系の燃やすごみの約50%の重量を占めますが、水分が70～80%といわれます。食べ残しや食材を無駄にしないよう計画的な買い物や調理を行い、水切りをしっかりと行うなど、生ごみの発生抑制の周知に努めます。

㊧ レジ袋の削減とマイバッグ運動の推進

マイバッグ持参が定着し、レジ袋削減推進連絡会参加事業所の調査では、レジ袋の辞退率はかなり高くなっていますが、さらに市民、事業者

との連携を図り、再使用しないレジ袋の削減を進めるため「マイバッグ運動」を広め、ごみの減量化に努めます。

㊦ 使い捨て製品の使用自粛の推進

減量推進員へのアンケート結果にもみられるように、ごみ減量のために多くの市民は意識的な取り組みを行っていますが、さらに使い捨て製品の使用を見直し、リターナブル容器など、何度も長く使える製品の使用を進めていきます。また、マイ箸やマイカップなどの持参を進めます。

㊧ 販売店等の協力

商品の販売や事業活動で発生する廃棄物の減量化を進めるため、3Rに積極的に取り組んでいる市内の店舗や事業所の取り組みを、市民に周知することにより、意識の高揚に努めます。

㊨ フリーマーケットなどの推進

家庭などにある不用品を再使用する意識を高めるため、市民参加によるフリーマーケット（不用品交換会）など、自主的なリサイクル活動の推進に努めます。

㊩ 減量化実践行動の紹介

3Rに積極的に取り組んでいる家庭、地域、団体、事業所などからその内容を募集し、あわせてその内容を広く周知し、活動を支援します。

ロ 粗大ごみの減量化の推進

リサイクル店などの情報を市民に提供し、粗大ごみの減量化を図ります。また、粗大ごみとして排出された使用可能な家具や自転車などは、各種イベントの開催の際、再使用を希望する市民に提供します。

ハ 資源ごみの減量化と処理費用の負担の調査・研究

資源ごみの処理費用負担については、適正分別推進を優先するため当面向うべきでないとの方向性を確認しましたが、リサイクルよりも発生の抑制が優先されることから、資源ごみの減量化が求められます。

外出するときには、マイ水筒を使用するなど、空き缶やペットボトルの発生をできるだけ抑制することや、紙ごみの発生抑制などを推進します。

②環境教育と啓発活動による意識改革の推進

イ 環境緑化基金を運用した環境教育・研究などの推進

- ① 次代を担う子どもたちに北見の自然や環境問題に触れる機会を提供することによって、環境保全の重要性に関する意識を高め、将来の環境を考えて行動する人材を育成します。
- ② 環境保全や改善の重要性を考え、環境教育に取り組んでいる各種団体等と連携を図り事業を行うほか、大学などにおける大気、水、土などの浄化に関する調査、研究の支援についても検討します。

ロ 講演会、懇談会などの開催

市民、事業者を対象に3Rに関する講演会や実践者の体験談を紹介する懇談会などを開催するほか、職員が出向く出前講座を実施し、情報提供、意識啓発、市に対する要望の把握に努めます。

ハ イベントの実施

環境フェアくるるんきたみなど、ごみ問題、環境問題をテーマにしたイベントやキャンペーンなどを開催し、市民一人ひとりの意識高揚に努めます。

ニ ごみの組成調査の実施

ごみの減量化や資源化の推進に関する課題と方策を立てる上で基礎となるデータを得るために、家庭や事業所から排出されたごみの組成を定期的に調査し、その結果を周知し適正排出推進に努めます。

ホ 廃棄物減量等推進員制度の充実

生活環境の保全やごみの適正処理に関する活動意識を高めるため、情報交換会や施設見学会などを開催するとともに、推進員を増員し、体制の整備に努めます。

基本方針 2 資源を有効に活用するシステムづくりの推進

(1) 基本施策

ごみの発生をできるだけ抑制し、発生した際には、資源として有効に活用するなど、焼却や埋立処分するごみを削減することが大切です。

こうしたことから、分別の徹底を図るとともに資源化を円滑にするシステムづくりのために、次の点を基本に施策を展開します。

基本施策 1 : 徹底した分別による資源化の推進

基本施策 2 : 排出事業者による資源化の推進

(2) 施策の展開

①徹底した分別による資源化の推進

イ 生ごみの堆肥化による減量化の推進

ごみとして処理される生ごみを減量化させるため、家庭での生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器（コンポスト）などによる堆肥化を推進し、その堆肥を家庭菜園等で利用することにより、生ごみの資源化と減量化を推進します。また、消費者が食品や食材を必要な量だけ購入することができるよう、販売店にも協力を求めます。

ロ 落ち葉などの堆肥化及びその利用の推進

公園や街路などの落ち葉の清掃は、地域住民の協力により収集された後、焼却処理していますが、家庭や地域において、畑や花壇などの堆肥として利用されるように努めます。

ハ 廃食用油の有効活用

廃食用油を利用したバイオディーゼル燃料は軽油に比べて二酸化炭素や硫黄酸化物の発生が少なく、環境負荷を低下させることから、市による分別収集を継続し、事業所等での利活用に努めます。

二 資源回収ルートの利用促進

市民自らが集団資源回収に積極的に参加することにより、資源の有効利

用が図られ、さらにそれらの排出が抑制されることから、集団資源回収を促進します。

ホ 生ごみの資源化の検討

現在分別収集し堆肥化を行っている留辺蘂自治区では、地域の意見を把握し資源化の継続を判断することとしますが、その他の自治区では、家庭や事業所での減量化や資源化を奨励します。全市での生ごみ処理の今後のあり方については、審議会の意見に基づき処理施設の更新に合わせ、中長期的視点にたって、堆肥化の他、炭化、飼料化、バイオガス化など、資源化の方策について検討します。

②排出事業者による資源化の推進

イ 排出者責任に基づく資源回収

排出者責任の原則に基づく事業系ごみの資源化をさらに進めるため、分別、資源化方法の周知、指導に努めます。

ロ 事業者への関係法令の周知

事業所から排出されるごみの減量化と適正処理の推進を図るため、事業者に対し食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律をはじめとする廃棄物処理に関する関係法令の周知、啓発に努めます。

基本方針 3 環境に配慮したごみ処理の推進

(1) 基本施策

ごみについては、安全かつ安定的な処理を行い、環境負荷の低減や環境との調和に努めます。また、ごみ処理量に見合った焼却能力を維持するとともに、長期にわたり安定した適正処理に努めます。

基本施策 1 : 安全で環境に配慮したごみ処理体制の確保

基本施策 2 : 環境負荷が少なくなる適正処理

基本施策 3 : 広域的なごみ処理体制の構築

(2) 施策の展開

①安全・安心で環境に配慮したごみ処理体制の確保

イ 高齢化社会に対応した市民サービスの検討

高齢化社会が進む中で、ごみステーションへの排出が困難な市民が増えてくることから、現状を把握し、市の関係部課と連携して、対応策を検討します。また、引越し・施設入所等、一時的に多量に排出されるごみの適正な処理体制確保に努めます。

ロ 安全なごみ処理体制の確保

ごみステーションに排出されたスプレー缶・カセットボンベ等の可燃性ガスによる収集車や処理場での火災防止や、在宅医療に伴う医療系ごみなどによる事故防止のため、関係機関との連携を図りながら排出方法の周知を徹底します。

ハ 効率的な収集運搬体制の検討

自治区間の収集運搬体制の公平性を確保し、地域で果たしてきた役割等も勘案しながら、ごみの分別や排出量の現状に見合うよう、収集体制の効率化を検討します。

②環境負荷が少なくなる適正処理

<焼却・リサイクル施設の適正な運転管理>

イ 処理工程によるごみの減容化・資源化の推進

燃やさないごみや粗大ごみは、破砕の後、焼却又は圧縮して埋立処分していますが、資源となるものは資源化するなど、処理工程におけるごみの減容化に努めます。

ロ 大気汚染物質の排出抑制と測定結果の公表

市内及び近郊の環境を守るため、焼却施設の適正な運転管理を継続し、有害ガスなど、大気汚染物質の排出の抑制に努めます。また、強い毒性を持つダイオキシン類については、定期的に測定を行い、その結果を公表します。

ハ 熱エネルギーの有効利用

ごみ焼却施設は余熱を利用し、発電や施設内の冷暖房として利用していますが、余熱エネルギー回収率の向上を図るため、循環型社会形成推進交付金を活用した基幹的整備事業により施設の整備を実施します。

二 処理体制及び処理施設の整備

各自治区の処理体制及び処理施設は、新たな施設設置には多額の費用が必要となることから、できるだけ寿命を延ばすことが必要です。更新にあたっては時期、市民の利便性と処理費用などを考慮するとともに、大規模な災害時への対応も考慮しながら、計画的な整備に努めます。

<最終処分場の適正な管理・運営>

イ 埋立処分量削減による延命化

処理工程における徹底した減容化と資源化により、埋立処分量の削減を図るなど、計画的な埋立処分を推進し、最終処分場の延命化に努めます。なお、北見自治区最終処分場は、埋立期間を平成27年までの15年間の予定でしたが、5年間延長され平成32年度には埋立終了の見込みとなったことから、最終処分場の整備を進めていかなければなりません。

ロ 周辺環境に配慮した管理・運営

適正な埋立方法によるごみの飛散防止や浸出水の地下への漏洩を監視するシステムにより、継続的な管理を行います。

また、浸出水は確実に集水し、定期的な水質検査を行い、周辺地下水についても同様に検査を行い、周辺の環境保全に配慮した管理、運営を続けます。

ハ 地球温暖化抑制対策と温室効果ガスの削減

北見市昭和処分場から発生する温室効果ガスの抑制のため、発生ガスの調査を行い適正な維持管理に努めます。

③広域的なごみ処理体制の構築

イ 災害時に発生した廃棄物の処理体制の構築

災害時に発生した廃棄物を迅速かつ計画的に処理するため、周辺自治体などと連携を図り、広域的協力体制を構築します。

ロ ごみの広域的な処理の推進

国や北海道の方針に基づき、合併前から広域処理を実施してきましたが、今後も関係機関などと連携を図り、効率的かつ効果的なごみ処理を推進します。

基本方針 4 環境にやさしいきれいなまちづくりの推進

(1) 基本施策

ごみの不適正排出や不法投棄、ごみステーション周辺のごみ散乱などは、地域の生活環境を悪化させています。地域における快適な生活空間を守るため、市民、事業者との協働により、ごみのないまちづくりを目指します。

基本施策 1 : 不法投棄及び野外焼却の防止対策

基本施策 2 : ごみステーションの適正管理

基本施策 3 : 清掃ボランティア活動への支援

(2) 施策の展開

①不法投棄及び野外焼却の防止対策

イ 不法投棄の未然防止対策

不法投棄は、良好な地域環境を損なう環境犯罪となることから、警察など関係機関と連携してパトロールを実施するとともに、多発地点には監視カメラや警告看板を設置し、未然防止に努めます。

ロ 連絡体制の整備

不法投棄を「しない」、「させない」、「許さない」を徹底するため、市民、事業者などとの協力を得て連絡体制を整備し、撲滅に努めます。

ハ 野外焼却の未然防止対策

家庭や事業所におけるごみの野外焼却は、有害な物質が発生することもあるため、原則的に禁止されていることから、関係部課と連携を図り、市民への周知に努めます。

ニ 放置自転車の処理対策

放置自転車の撤去、処分については、関係機関と連携して、適正かつ迅速に行うとともに、放置されにくい環境づくりを進めます。

②ごみステーションの適正管理

イ パトロール及び啓発活動の強化

ごみステーション及びその周辺の清潔を保持するため、廃棄物減量等推進員との連携を図り、パトロール及び啓発活動の強化に努めます。

③清掃ボランティア活動への支援

イ ボランティアごみの収集運搬体制の整備

地域における清掃ボランティア活動の促進を図るため、ボランティア袋を交付し、活動後に集積したごみは、分別してごみステーションに排出することとしていますが、多量に排出される場合においては、実施者や関係機関等の協力を得ながら円滑な収集運搬体制の整備に努めます。

2 施策ごとのごみ減量効果

本見直し計画における数値目標として、平成30年度の「1人1日当たりのごみ排出量」を10%減量することとじていますが、各種施策による減量効果の考え方は次のようになります。

(1) 生ごみの減量化の推進

「ひとしぼり運動」や「コンポスト・生ごみ処理機の普及」により、市が処理する家庭系生ごみを5%（約500t）以上削減します。また、事業系生ごみは、食品リサイクル法にもとづく資源化を推奨することにより削減を図ります。

(2) 粗大ごみの減量化の推進

粗大ごみの排出量は今後も増加することが予想されますが、リサイクルショップ等の活用推進などで、粗大ごみとして処理される量の増加抑制を図ります。

(3) レジ袋の削減とマイバッグ運動の推進

マイバッグ持参によるレジ袋辞退率を高める、レジ袋削減推進連絡会の取り組みを継続して実施し、再使用されないレジ袋削減に努めます。（目標指標をレジ袋辞退率とします）

(4) 落ち葉などの堆肥化及びその利用の推進

燃やすごみとして処理している落ち葉を堆肥化することを目指します。

(5) 資源回収ルートの利用促進

市がごみステーションで回収している資源ごみのうち、有価物として資源回収ルートで処理できるものの1割が、集団資源回収されることで、300t程度の削減効果を見込みます。

(6) 小型家電リサイクルの実施

小型家電リサイクル法にもとづく分別回収により、一時的に退蔵品の排出も予測されますが、燃やさないごみとして排出されるごみを約100t資源化することを目指します。

(7) 分別率の向上

減量化の基本は、資源となるものの確実な資源化であることから、分別率

の向上による波及効果としての減量化で、燃やすごみ・燃やさないごみの1%程度（約300t）の削減を目指します。

（8）その他

上記施策のほか、基本方針1から4の施策を実施することによりあわせて4,800t以上の削減を目指します。

1人1日当たりごみ排出量の推移と平成30年度目標グラフ

